

5 佐藤英行議員

- 1 岩内町の財政について
- 2 岩内町における非正規職員及び指定管理者制度について
- 3 泊原発の重大事故対策について



1 岩内町の財政について

市民自治を考える会の佐藤です。

私から3点質問いたします。

すでに代表質問して、重複することもあるかと思いますが、意のある答弁をお願いいたします。

上岡町長は4期目の平成28年度の町政執行方針において、公約に掲げた「健全な財政運営」について言及しております。もとより町理事者は健全な財政運営をしなければならないのは当然のことと考えております。

地方自治体の財政の健全化については、平成19年「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、財政状況を判断するための財政指標を「健全化判断比率」として①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率を議会に報告、公表を義務付けました。

その中の④将来負担比率は一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。平成22年度の岩内町の将来負担比率は125.1%（全道及び町村平均97.6%）ですが、平成26年度においては210.4%（全道平均62.2%町村平均17.4%）となっており、岩内町は、全道179市町村中、夕張市に次いで2番目に高い数字となっております。

また、2.0倍を超えると借金返済で財政運営が窮屈となると言われている地方債残高倍率も2.51倍となっております。

そこでお伺いします。

平成26年度の将来負担比率及び地方債残高倍率が高いのはどのような理由によるものなのか、そのことに対する影響は。

今後5年の将来負担比率及び地方債残高倍率はどのように推移していくのか。

健全な財政運営を行うことは当然のことですが、財政指標の変動に一喜一憂することなく冷静に将来を見据え、最適な費用で最大の福祉を実現し、安全、安心なまちづくりをするのが財政運営の基本だと考えますが、このことに対する町長のお考えと決意をお伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、平成26年度の将来負担比率及び地方債残高倍率が高いのは、どのような理由によるものなのか。

そのことに対する影響はについてであります。

平成26年度の将来負担比率は、210.4%と、前年度より76.8%の増となっており、その主な要因としては、役場庁舎等建設事業や岩内地方衛生組合における最終処分場整備等により、起債の借入残高が増加し、その一方で基金残高が減少したことによるものであります。

この数値上昇の影響は一時的なものであり、その後、起債残高の減少により、数値は下降していくものと見込んでいます。

なお、地方債残高倍率については、適切な地方債残高を判断する財政指標として、一部では利用されておりますが、国や北海道が公表する健全化の指標としては用いられていないところであります。

よって、本町としては、あくまでも国が示している、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標の数値をもって、健全化を判断しているところであります。

ご質問の地方債残高倍率の数値が高い理由及びその影響については、算定方法が将来負担比率と類似していることから、概ね同様であります。

2 項めは、今後5年の将来負担比率及び地方債残高倍率はどのように推移していくのかについてであります。

将来負担比率の今後5年の見通しについては、あくまで、一定の条件のもとでの推計となりますが、今後2年間は、平成26年度と比較して数十%下降し、その後、さらに下降していく見込みとなっております。

また、地方債残高倍率についても将来負担比率と同様の傾向となるものと見込んでおります。

3 項めは、最適な費用で最大の福祉を実現し、安全・安心なまちづくりをするのが、財政運営の基本であると考えているが、このことに対する私の考えと決意についてであります。

私が掲げる公約のひとつであります「健全な財政運営」を進めるために重要なことは、まず、毎年度において、収支の均衡を保ち、投資的事業については、後世への負担も考慮しつつ、起債残高の適正化や将来負担の平準化も見据えた、町債の借入に努めることとあります。

その一方で、「地方版総合戦略」や「過疎地域自立促進市町村計画」に登載される各事業を、計画的かつ戦略的に実施していくことは、本町の活力があり、安全・安心なまちづくりのために重要であると考えております。

こうしたことから、双方の実現のためには、あくまで短期的な視点ではなく、将来を見据えた財政運営を、着実に実行してまいりたいと考えております。

2 岩内町における非正規職員及び指定管理者制度について

新自由主義とは「自由市場には、価格を通じて資源を最も効率的に配分し、経済厚生を増大する原理がある」として「ちいさな政府」「健全財政（緊縮財政）」「規制緩和」「自由化」「民営化」「労働市場の流動化」「グローバル化」の政策を推進してきました。日本においては、特に橋本政権や2000年代前半の小泉政権による「構造改革」は典型的な新自由主義に基づくものであります。

その中で国からの指針には「数値目標を明確にしたうえで定員の削減を進めていく定員適正化計画の策定」を求める内容も含んでいました。

2006年8月に発出されたいわゆる「地方行革新指針」によって自治体職員の削減への取り組みが強調され、職員削減の取り組みは、平成の大合併は、新規導入されて自治体業務のアウトソーシング手法（公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度など）、また退職後の不補充などによって行われてきました。

その結果、減少した正規職員をカバーするため、臨時、非常勤職員いわゆる非正規職員が増えているといわれています。非常勤職員は不安定な雇用・労働条件の下に置かれ、自らの生活の維持に不安感を抱えながら与えられた職務を行っている状態があると思います。

このことを前提に質問いたします。

1. 指定管理者制度を利用して委託した施設、指定管理者名、業務内容、及び期間は。

指定管理者をどのような方法で選定するのか。

委託金額の査定の根拠は。

2. 非正規公務員として、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時的任用職員のおのおの男女の人数とその報酬と費用弁償及び給与はどのようになっているのか。

3. 一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件、福利厚生はどのようになっているのか。

答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、指定管理者制度を利用して委託した施設、指定管理者名、業務内容及び期間は、指定管理者をどのような方法で選定するのかについてであります。

はじめに、本町における平成27年度の指定管理者制度の利用施設については、町長部局では岩内町老人福祉センター、岩内町デイサービスセンター、教育委員会部局では木田金次郎美術館、岩内町郷土館の、合わせて4施設となっております。

指定管理者については、岩内町老人福祉センターと岩内町デイサービスセンターを岩内町社会福祉協議会に木田金次郎美術館を、特定非営利活動法人 岩内美術振興協会に岩内町郷土館を、特定非営利活動法人 ぱとりあ岩内にそれぞれ指定しているところであります。

いずれも、施設の運営方針に基づいた地域住民等に対する公共サービスの増進などを業務内容とし、指定期間については、岩内町老人福祉センターと岩内町デイサービスセンターを2年、木田金次郎美術館と岩内町郷土館を3年としております。

これらの選定方法については、「岩内町公の施設の指定管理者の指定に関する条例」に基づき、各所管において、公募による申請、若しくは必要と認める場合にあっては公募によらずに指定管理者を選定することとなっております。

また、委託金額の査定の根拠については、指定管理者から提出される事業計画及び事業報告書等の内容を踏まえ、町として施設を運営管理していただく上で必要な人件費、事業費、施設維持のための諸経費等を精査し、適正な金額を定めているところであります。

2 項めは、非正規公務員として、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時的任用職員の男女の人数と、その報酬と費用弁償及び給与はどのようになっているのかについてであります。

はじめに、特別職非常勤職員については、地方公務員法において、臨時または非常勤の顧問、参与等と規定されておりますが、当町においては、現在、任用していないところであります。

次に、平成27年10月1日時点での一般職非常勤職員の雇用人数は、男性6人、女性51人の計57人、臨時的任用職員の雇用人数は、男性5人、女性21人の計26人となっており、このほか、保育所などの代替職員として、女性19人が登録されております。

これらの給与については、「岩内町臨時職員及び非常勤職員の任用に関する要綱」において、定数内職員の給料月額との均衡を考慮して、日額及び時給の賃金を定めているほか、時間外勤務、通勤等の各種手当を支給しているところであります。

3 項めは、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件、福利厚生はどのようになっているのかについてであります。

勤務条件については、一般職非常勤職員の勤務時間は午前10時から午後4時までを基本とし、臨時的任用職員の勤務時間は、午前8時45分から午後5時15分までとなっております。

また、休日については、土日、祝日及び年末年始を設定しており、有給休暇についても、労働基準法に基づき、勤続期間に応じて適切に付与しているところ

ろであります。

福利厚生については、勤務時間に応じて社会保険及び雇用保険等へ加入しており、災害補償についても、地方公務員災害補償法等に基づき制度加入を行うなど、各種法令を遵守し、臨時職員等の労働条件の向上に努めて参ります。

< 再 質 問 >

まず2点目の関係でございますけれども、特別職非常勤職員の人数を0とありますが、岩内町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で別表に特別職の報酬を表としてあり、教育委員会をはじめ全部で43記載してありますが、これらは条例に基づく特別非常勤職員ではないのでしょうか。

総務省が平成21年4月に通知した、臨時・非常勤職員及び任期付き短時間職員の任用については、平成20年4月で、臨時・非常勤職員が50万人であったことに対して、臨時・非常勤職員の勤務条件や任用に取扱いに必要な対応をこの時に求めています。そして、平成24年4月にはこの臨時職員・非常勤職員60万人と増加しており、総務省は改めて留意すべき事項として、平成26年7月4日付けで、臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用についての通知をしております。その中の社会保険及び労働保険の適用、臨時・非常勤職員のうち、地方公務員等共済組合法、地方公務員災害補償法及び退職手当に関する条例が適用されない者については、勤務形態に応じて、厚生年金及び健康保険並びに雇用保険及び労災保険の各法律に基づく適用要件に則った適切な対応が図られるべきとあり、このことが先ほどの町長の答弁にもあったと思います。今言われた適用条件に則った適切な対応が57人、26人にどのように対応しているのか、お伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、岩内町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例についてであります。

特別職非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項に基づく職員であり、岩内町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に掲げている教育委員会委員長などの委員については、地方自治法第220条の3の規定に基づく普通地方公共団体の執行機関の附属機関として、条例に基づき、審査、審議又は調査などを行う附属機関の委員であります。

2 項めは、「臨時・非常勤職員のうち、地方公務員等共済組合法、地方公務員災害補償法及び退職手当に関する条例が適用されない者については、勤務形態に応じて、厚生年金及び健康保険並びに、雇用保険及び労災保険の各法律に基づく適用要件に則った適切な対応が図られるべき」とあり、このことについて町ではどのように対応しているのか、についてであります。

57名の非常勤職員については、雇用保険及び地方公務員災害補償法に基づく災害補償制度へ加入しておりますが、厚生年金及び健康保険については正規職員の勤務時間の4分の3未満であることから、加入していないところであります。

3 泊原発の重大事故対策について

福島第一原発事故から5年を経ようとしています。

福島の実態は、3月9日出された高浜原発再稼働禁止仮処分裁判で大阪地方裁判所は「この事故は収束しておらず、1号機から3号機までの内部に溶融した状態で残された炉心部分の搬出作業には見通しがついておらず、敷地からは毎日大量の放射能汚染水が流出し続けている」と判決で述べております。アンダーコントロールなどできてはいないのです。

一方で、放射能による甲状腺疾患などの健康被害を認めず、被災支援や住宅支援の打ち切りなどで、いまだ線量が高い地帯への帰還を強要している帰還政策は、10万人近い避難者に苦悩と懊悩を与えています。

大阪地裁判決では、更に「福島第一原子力発電所事故の原因究明は建屋内での調査が進んでおらず、なお道半ばの状況であり、本件の主張及び疎明の状況に照らせば、津波を主たる原因として特定してよいのかも不明である。その災禍の甚大さに真摯に向き合い、二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を講ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である」と安全確保対策について述べております。

福島事故を契機に原子力規制庁が発足し原子力規制委員会が設立され、2013年7月「実用発電原子炉にかかる新規制基準」を制定しました。その「新規制基準」で安全確保対策のうち「特定重大事故等対処施設」についてバックアップ対策として5年間の猶予で常設化を求められています。

そこでお伺いいたします。

1. 5年猶予の起点となる年月日は。
2. 5年猶予の施設となる「特定重大事故等対処施設」の種類は。
3. また、各々の工事完成予定とその進捗率は。

以上答弁を求めます。

なお、再質問は留保します。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、特定重大事故等対処施設における 5 年猶予の起点日についてであります。

特定重大事故等対処施設は、故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合等に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設で、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」が本年 1 月に改正され、5 年猶予の起算日は、工事計画認可の日からとなっております。

2 項めは、5 年猶予の施設となる特定重大事故等対処施設の種類についてであります。

この特定重大事故等対処施設の設備の種類としては、原子炉を減圧する「減圧操作設備」、炉心に冷却水を注入し炉内を冷却する「注水設備」、格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる「フィルタベント」、これら施設に電源を供給する「電源設備」、「緊急時制御室」となっております。

3 項めは、各々の工事完成予定とその進捗率についてであります。

特定重大事故等対処施設の設置場所の造成工事や注水設備である貯水ピット設置工事など、既に着手している設備もあり、個々の設備で工事完了時期が前後する可能性はありますが、特定重大事故等対処施設全体として、平成 31 年度末の完成を目指し、設計及び工事を進めており、個別の進捗率は出していません。

以上。

< 再 質 問 >

次に重大事故の関係ですけれども、実用発電用原子炉及び付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則において、特定重大事故等対処施設の設定については、平成30年7月7日までの間は適用しないとしておりましたが、これ自体が安全対策上問題であり、工事計画の中にあらかじめ組み込んで本体施設と特定重大事故等対処施設の審査を同時に行うのが本来の設計・審査のあり方だと考えます。

町政執行方針に泊発電所の安全・安心の確保は最優先事項と考えており、国の審査状況を注視するとともに、事業者に対しては、より一層の安全・安心の確保が図られるよう万全の対策を引き続き求めて参りますとあるように安全確保対策の一つとして、特定重大事故等対処施設があるわけです。先ほど答弁ありましたが、平成28年2月17日の実用発電用原子炉に係る新規制基準において原子力規制委員会は、バックアップ施設は施行後5年後までは規定を適用しないことが出来ることからバックアップ施設は、新規制基準の施行段階に必要なシビアアクシデント対策等に係る工事計画の認可から5年後までに備えていることを求めるに後退しております。

このことは安全確保の観点から明らかに後退であります。

このことについての町長の見解を求めます。

なお、再々質問は留保いたします。

【答 弁】

町 長：

原子力発電所においては、いかなる事情よりも安全性を最優先することは当然のことであり、事業者である北海道電力においては、規制基準に求められた安全対策はもとより、自主的な各種安全対策にも取り組み、世界最高水準の安全性を追求しているものと承知しておりますが、安全対策に終わりは無く、さらなる安全性の向上に向けた不断の取り組みを北海道電力に、引き続き求めてまいります。